別紙２

羽咋市復興実施計画評価委員会設置要綱

令和８年７月１日告示第７５号

（設置）

第１条　羽咋市復興実施計画（以下「計画」という。）の進捗管理及び評価、検証にあたり、専門的かつ幅広い観点からの意見聴取を行うことにより、計画を着実に実行し、市民とともに「未来につながる復興」を効果的に推進するため、羽咋市復興実施計画評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議し、意見等をとりまとめ市長に提言を行う。

（１）　計画に掲げる施策及び事業の進捗状況の評価に関すること。

（２）　復興プロセスの課題認識及び今後の方向性の検証に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項に関すること。

（委員）

第３条　委員は、羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱第３条第２項の規定により委嘱された羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「総合戦略会議」という。）の委員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長には総合戦略会議の会長を、副委員長には総合戦略会議の副会長をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

５　会議において配布された資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、委員長が特に認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、羽咋市復興本部事務局において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別紙２

附　則（令和８年７月１日告示第７５号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年７月１日から施行する。

（告示の失効）

２　この告示は、令和 14 年３月 31 日限り、その効力を失う。